

平成26年12月19日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 寺山 洋一

(直通電話) 03-5403-2157

報道関係者 各位

**大阪広域生コンクリート協同組合外7社不当労働行為再審査事件  
(平成25年(不再)第67号及び第68号) 命令書交付について**

中央労働委員会第一部会(部会長 諏訪康雄)は、平成26年12月18日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

**【命令のポイント】**

～ 生コン製造会社を構成員とする協同組合及びセメントの製造・販売を行う7社は、生コン製造会社の従業員である組合員との関係において、労組法第7条の使用者には当たらないとした事案～

生コン製造会社を構成員とする協同組合及びセメントの製造・販売を行う7社は、生コン製造会社の従業員である組合員の雇用主ではなく、組合員の基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたともいえない。したがって、協同組合及び7社は、組合らの団体交渉に必ずべき労組法第7条の使用者に当たらず、組合らの各団交申入れに応じなかったことは、いずれも同条第2号の不当労働行為には当たらない。

**I 当事者****1 再審査申立人(「組合ら」)**

(1) 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(大阪市) 組合員約1800名

(2) 日本労働組合総連合会全国交通運輸労働組合総連合・

関西地方総支部生コン産業労働組合(大阪市) 組合員約185名

(3) 全日本港湾労働組合関西地方大阪支部(大阪市) 組合員約650名

(以上、再審査審問終結時)

**2 再審査被申立人**

(1) 大阪広域生コンクリート協同組合(「広域協」)(大阪市) 大阪府内及び兵庫県内の生コン製造会社を構成員とし、生コンの共同販売等を行う協同組合。

(2) 宇部三菱セメント株式会社(東京都千代田区)

(3) 住友大阪セメント株式会社(東京都千代田区)

(4) 太平洋セメント株式会社(東京都港区)

(5) 株式会社トクヤマ(山口県周南市)

(6) 麻生セメント株式会社(福岡市)

(7) 宇部興産株式会社(山口県宇部市)

(8) 三菱マテリアル株式会社(東京都千代田区)

セメントの製造・販売を行う会社。

((2)～(6)を併せて「5社」、(7)・(8)を併せて「2社」、5社及び2社を併せて「7社」)

**II 事案の概要**

1 本件は、①広域協及び5社が、組合らの平成23年9月7日又は8日付け文書による各団交申入れに対し、②2社が、組合らの平成24年7月20日付け文書による各団交申入れに対し、組合らと労使関係にないことなどを理由としていずれも応じなかったことが労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件であ

る（以下、広域協及び5社に対する申立てを「第1事件」、2社に対する申立てを「第2事件」）。

- 2 初審大阪府労働委員会は、①第1事件について、広域協及び5社は組合員の労組法上の使用者に該当しないとして、また、②第2事件について、2社は組合員の労組法上の使用者に該当しないとして、それぞれ組合らの救済申立てを却下したところ、組合らは、各事件についての初審決定を不服として、それぞれ再審査を申し立てた。当委員会は、平成26年2月5日、両事件の審査を併合した。

### Ⅲ 命令の概要

#### 1 主文

第1事件及び第2事件に係るそれぞれの初審における却下決定を取り消し、両事件に係る各救済申立てを棄却する。

#### 2 判断の要旨

##### (1) 広域協は、組合員の労組法第7条の使用者に当たるか。

ア 広域協は、組合員の労働契約上の雇用主ではない。

イ 広域協は、共同販売する生コンの価格及び出荷量全体に対する構成員各社への割り当てを決定していることから、構成員の経営に一定の影響力を有しているといえることができるが、このことにより組合員の基本的な労働条件等に対して雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているとはいえない。

ウ 大阪兵庫生コン経営者会（「経営者会」）は、大阪府及び兵庫県を含む2府4県の生コン製造会社等を会員とし、企業外の労働組合を有する会員から委任を受けて、団体交渉を行っている。

(ア) 組合らは、経営者会の理事等の役員に広域協の執行部が参加していること等から、経営者会は広域協の労務交渉部門である旨を主張する。

しかし、経営者会の会員には、広域協以外の協同組合に加入する生コン製造会社もおり、広域協の全構成員に占める同会の会員の割合も約3割であったこと等から、両者は別個独立の団体であると認められる。また、平成23年9月当時、広域協の理事26名のうち、経営者会の役員を兼務する2名が、組合らとの間で組合員の労働条件や待遇の決定に関与していたといった事情は立証されていないこと等から、経営者会が広域協の労務交渉部門であるとはいえない。

(イ) 組合らは、経営者会が広域協の決定に従って組合らと交渉し、交渉の結果を実行するのも広域協であるから、広域協が組合員の労働条件について現実的かつ具体的な支配力を有すると主張する。

確かに、生コン工場の土曜稼働及びシュート（ミキサー車から生コンを排出する装置）口の洗浄の件については、組合らと経営者会との間で締結された協定を踏まえ、広域協の理事会において協議等が行われていること等、また、広域協の事業等に関連する12項目については、組合らと経営者会との間で交わされた確認書の締結に先立ち、広域協の理事会において決議が行われていることが認められる。

しかし、これらはいずれも、広域協がその業務として自らの方針等を決定したものにすぎないことなどから、これらの事実をもって、広域協が組合員の労働条件等に対して現実的かつ具体的な支配力を有しているとはいえない。

エ よって、広域協は、組合員の労組法第7条の使用者に当たらない。

##### (2) 7社は、組合員の労組法第7条の使用者に当たるか。

ア 7社は、組合員の労働契約上の雇用主ではない。また、組合らは、7社が組合員の基本的な労働条件等に対して現実的かつ具体的な支配力を行使していることを示す事実について立証していない。

イ よって、7社は、組合員の労組法第7条の使用者に当たらない。

(3) したがって、広域協及び7社が組合らの各団交申入れに応じなかったことは、いずれも、労組法第7条第2号の不当労働行為には当たらない。

#### 【参考】

初審救済申立日	平成24年1月17日（第1事件：大阪府労委平成24年（不）第4号）
	平成24年9月11日（第2事件：大阪府労委平成24年（不）第67号）
初審命令交付日	平成25年9月12日（第1事件及び第2事件）
再審査申立日	平成25年9月24日（第1事件及び第2事件）